

## 特別管理産業廃棄物処分業許可申請にかかる書類一覧

(正副2部提出願います。)

提出書類・添付書類		チェック
10	申請者が法人の場合	
	定款又は寄附行為（申請者が原本照合したもの）	<input type="checkbox"/>
	登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
11	申請者が個人の場合	
	住民票の写し	<input type="checkbox"/>
12	申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し	<input type="checkbox"/>
13	申請者が法人の場合	
	役員（顧問・相談役・監査役等を含む）の住民票の写し	<input type="checkbox"/>
	百分の五以上の株式を有する株主等又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
14	申請者に政令で定める使用人がある場合には、その者の住民票の写し	<input type="checkbox"/>
15	11～14までにあげるもの（申請者、役員、使用人等）が、精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証する書類	<input type="checkbox"/>
	成年被後見人等でない者・・・登記されていないことの証明書 もしくは医師の診断書※3	
	成年被後見人等である者・・・医師の診断書※3	
16	申請者が法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面	<input type="checkbox"/>
17	特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	<input type="checkbox"/>
18	特別管理産業廃棄物の性状の分析を行うものが当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類	<input type="checkbox"/>
19	更新許可申請の場合は現在の許可証の写し	<input type="checkbox"/>
20	(先行許可証を利用する場合) 許可証の原本とその写し	<input type="checkbox"/>
<p>※1 更新・変更許可申請の場合は、上記書類のうち1～5の書類については、その内容に変更がない限り添付は必要ありません。なお、住民票は本籍地が記載されたものとして下さい。</p> <p>※2 医師の診断書に必要な診断項目については、参考様式を参考としてください。審査にあたり内容が不足していると判断された場合には再提出をお願いすることがあります。</p> <p>※3 先行許可証を提出される場合は11～16の書類については、添付は必要ありません。なお、先行許可証については、許可証の原本とコピーを持参して下さい。</p> <p>※4 公的機関が発行する書類（住民票の写し、登記事項証明書、登記されていないことの証明書、納税証明書等）及び医師の診断書については、正本、副本ともにコピーでかまいません。ただし、原本照合をさせていただきますので、原本を持参して下さい。</p>		